

02 提案をしてみよう

1 提案募集方式の概要

① 特色

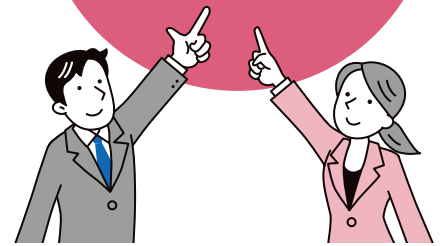
個性を活かしつつ、自立した地方をつくるために、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進するとの観点から、平成26年から地方の発意に根ざした新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。

② 提案の主体

提案主体となることができる団体は、以下のとおりです。

各府省との調整対象となった
地方からの提案に対する
実現・対応の割合

79.3%



① 都道府県及び市町村（特別区を含む。）

② 一部事務組合及び広域連合

③ 全国的連合組織

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたもの）

④ 地方公共団体を構成員とする任意組織



③募集する提案の対象

提案の対象は、以下のとおりです。



対象

01

地方公共団体への事務・権限の移譲

- ① 国から地方公共団体への移譲
- ② 都道府県から市町村への移譲

※全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲(手挙げ方式)とする提案が可能

02

地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ① 法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ② 補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象

※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外



対象外

- ① 国・地方の税財源配分や税制改正
- ② 予算事業の新設提案
- ③ 国が直接執行する事業の運用改善
- ④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項